

工場立地法のあらまし

県ホームページ

『にいがた企業立地ガイド』

<http://www.pref.niigata.lg.jp/sangyoritchi/>

工場立地法に関する情報（概要、よくある質問、様式ダウンロード）は、新潟県ホームページのトップページ「新潟県の重点政策（産業立地の推進）」又は「商工業・産業立地」から「にいがた企業立地ガイド」へ入り、『工場立地法』をご覧ください。

工場立地法に基づく届出は、立地場所の市役所・町村役場あてに提出してください。

<届出先（電話番号）>

新潟市：企業立地課	025-226-1689
長岡市：産業立地課	0258-39-2298
上越市：産業立地課	025-526-5111（内線 1792）
三条市：商工課	0256-34-5610
柏崎市：ものづくり・ 元気発信課	0257-32-2042
新発田市：商工振興課	0254-28-9650
小千谷市：商工振興課	0258-83-3556
加茂市：商工観光課	0256-52-0080
十日町市：産業政策課	025-757-3139
見附市：地域経済課	0258-62-1700（内線 227）
村上市：商工観光課	0254-53-2111（内線 354）
燕市：商工振興課	0256-77-8232
糸魚川市：商工農林水産課	025-552-1511
妙高市：観光商工課	0255-74-0019
五泉市：商工観光課	0250-43-3911
佐渡市：地域振興課	0259-63-4152
阿賀野市：商工観光課	0250-62-2510
魚沼市：商工観光課	025-792-9753
南魚沼市：商工観光課	025-773-6665
胎内市：商工観光課	0254-43-6111
聖籠町：東港振興室	0254-27-2111
弥彦村：総務課	0256-94-3131
田上町：産業振興課	0256-57-6225
阿賀町：農林商工課	0254-92-5764
出雲崎町：産業観光課	0258-78-2291
湯沢町：企画政策課	025-784-3454
津南町：地域振興課	025-765-3115
刈羽村：産業政策課	0257-45-3913
関川村：農林観光課	0254-64-1478
粟島浦村：産業振興課	0254-55-2111

新潟県産業労働観光部産業立地課

平成 30 年 1 月 9 日改訂

目 次

第 1 工場立地法の概要

1 目的	1
2 制度の仕組み	1
3 届出書の様式	2

第 2 工場立地法詳解

1 届出手続き	4
2 工場立地法に関する準則について	5
3 工場立地法の特例	6
(1) 既存工場の取扱い	6
(2) 既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例	7
(3) 既存工場が生産施設を増設する場合の準則計算例	8
(4) 工業団地特例	11
(5) 工業集合地特例	11
(6) 企業立地促進法特例	11
4 生産施設面積率等	12
(1) 生産施設面積率	12
(2) 既存生産施設用敷地計算係数	13

第 3 工場立地法 Q & A

1 届出	14
2 生産施設	16
3 緑地	17
4 緑地以外の環境施設	18
5 その他	18

第 4 届出書記載例

様式 B 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）	20
特定工場の新設（変更）の趣旨説明書	22
別紙 1 特定工場における生産施設の面積	23
別紙 2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	24
様式例第 1 事業概要説明書	25
様式例第 4 特定工場の新設等のための工事の日程届出	26

第1 工場立地法の概要

1 目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

2 制度の仕組み

届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所除く）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

新設・変更の届出

工事着工の90日前まで（市町村による短縮が可能）

工場立地に関する準則
（別図参照）

- 1 敷地面積に対する生産施設の割合 30%~65%
 - 2 敷地面積に対する緑地面積の割合 20%以上
 - 3 敷地面積に対する環境施設面積の割合 25%以上
- ※ 敷地面積の15%以上の環境施設を敷地周辺に配置
※ 既存工場（昭和49年6月28日以前に設置された工場）について、特例措置あり

準則適合

届出受理から90日経過後又は短縮承認日以降、工事着手可

準則不適合等・・勧告

（法第9条第2項第1号）

勧告に従わない場合・・変更命令

（法第10条）

無届、虚偽の届出、命令違反等
・・罰則（法第16条2号）

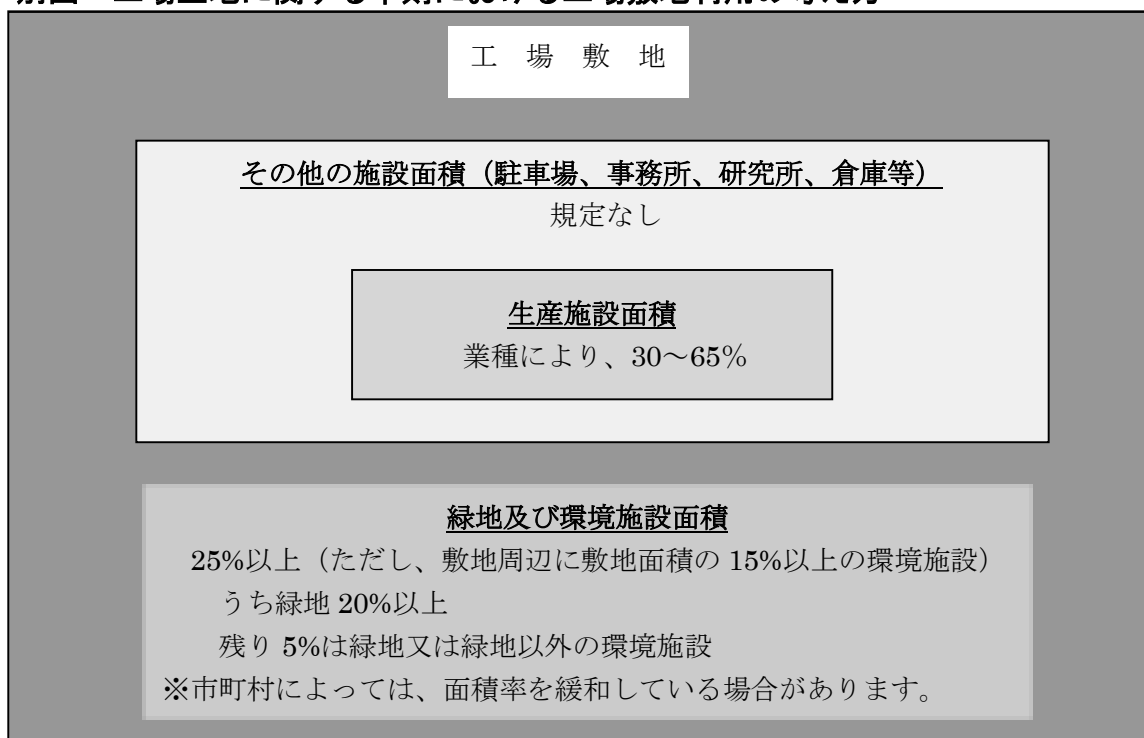
◎ その他の届出

氏名及び住所の変更の届出
※ 代表者の変更は届出不要

譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継の届出

特定工場の廃止の届出

別図 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方



((一財)日本立地センター 工場立地法解説参照)

3 届出書の様式

様式は下記のとおりです。ホームページ「にいがた企業立地ガイド」からダウンロードできますので御活用ください。

(1) 新設又は変更の届出

- ・ 様式第1 特定工場の新設(変更)届出書(一般用) 又は
様式B 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)
- ・ 別紙1 特定工場における生産施設の面積
- ・ 別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- ・ (必要に応じ)別紙3 工業団地の面積並びに共通施設の面積及び配置
- ・ 様式例第1 事業概要説明書
- ・ 様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
- ・ 様式例第3 特定工場用地利用状況説明書
- ・ 様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程
- ・ 特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

※平成23年9月30日の工場立地法施行規則改正により、様式例第1が変更となりました。また、緑化計画書は不要となりました。

(2) 氏名（名称、住所）変更等届出書

- ・ 様式第 3 氏名（名称、住所）変更届出書
 - ・ 様式第 4 特定工場承継届出書
 - ・ 特定工場廃止届出書
 - ・ 特定工場修正届出書
-

提出先

特定工場の新設・変更・廃止等については、立地場所の市町村長宛てに届出をする必要があります。市町村の担当課については、表紙の一覧を参照してください。

届出期限は、着工 90 日前となっていますので、お早めにご相談ください。（市町村により届出期限が短縮されている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。）

届出書の提出部数は、正本 1 部です。

なお、工場等の新增設を行う場合、業種や投資額等の要件を満たすと県や市町村の税制優遇や補助・助成を受けられる場合がありますので、併せてご相談ください。

第2 工場立地法詳解

1 届出手続き

敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m²以上の工場（特定工場）については、次のような場合、届出が必要です。

◎ 届出が必要な場合	
届出の種類	届出期限
① 特定工場を新設する場合（新設届）	着工前 90 日 （市町村により短縮可）
② 増設等により、特定工場の規模に該当する場合（新設届）	
③ 届出済の特定工場が、以下の届出内容の変更を行う場合（変更届） <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類の他の小分類に属するか、生産施設面積率の違う製品に変更する場合 ・ 敷地面積が増加又は減少する場合 ・ 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の増加（スクラップ&ビルド含）や緑地、環境施設面積の減少を伴う場合 ・ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等の変更を行う場合（結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出必要） ・ 緑地、環境施設の面積が減少する場合 （緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合でも届出必要） 	
④ 氏名又は名称及び住所を変更する場合 （代表者の変更は届出不要です）	事実発生後、遅滞無く
⑤ 特定工場全部を譲り受ける場合	
⑥ 特定工場を廃止する場合	
◎ 届出が不要な場合（次回届出時に併せて届け出てください）	
① 生産施設の増設、緑地・環境施設面積の減少を伴わない建築面積の変更（事務所、倉庫等）	
② 生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が 30 m ² 未満のとき	
③ 生産施設の撤去のみを行う場合	
④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合	
⑤ 既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合	
⑥ 緑地の削減によって減少する面積の合計が 10 m ² 以下のもの （保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）	

2 工場立地に関する準則について

工場立地法第4条第1項の規定に基づき、周辺の地域の生活環境との調和を保つ観点から、一定の適正な限度を示す目的で、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の工場新增設等の場合に事業者が拠るべき基準を公表しています。

	内 容	敷地面積に対する割合	面積の測り方		
			工場建屋	屋外施設	
生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置されている建築物 ・ 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの 	業種別に 30～65% (12 ページ参照)	建築基準法施行令で定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積	
環境施設	次の各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20%以上	25%以上	区画がある場合	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴水、水流、池その他の修景施設 ・ 屋外運動施設、広場 ・ 屋内運動施設、教養文化施設（一般の利用に供するものに限る。） ・ 雨水浸透施設 ・ 太陽光発電施設 ・ これらに類する施設（詳細はご相談ください） 		うち工場敷地周辺に15%以上を配置する。	水平投影面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・ 並木状の樹木の場合（幅1m）×並木の長さ
		※工場立地法第4条の2の規定に基づき緑地面積率を緩和している市町村があります。 新潟市、三条市、十日町市、見附市、五泉市、上越市及び南魚沼市(平成 29 年 12 月現在)			

3 工場立地法上の特例

下記の特例に該当する場合は、立地場所の市町村担当課へお問い合わせください。

(1) 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場）の取扱い

ア 増設可能な生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1 \quad \text{ただし、} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1 \leq 0 \text{ のときは } P=0$$

P 当該変更に係る生産施設の面積
γ 生産施設面積率
S 敷地面積
P₀ 既存生産施設の面積の合計
α 既存生産施設用敷地計算係数
P₁ S49.6.29以降の生産施設面積の変更分

イ 生産施設の増設に伴い設置する緑地面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
G₀ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
G₁ 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

ウ 生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

- E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積
E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29 以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例

既存工場の老朽化等による建替えに際して、次の要件のすべてを満たす場合には、ビルド面積に応じた緑地を確保できない場合においても建替えを行うことが可能です。

ア ビルド面積がスクラップ面積を超えないこと。

イ 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること。

ウ 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が（原則として計算上必要な面積の）一定量改善されること。

エ 以下のいずれか1つに該当する場合

(7) 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新

(イ) 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更

(ウ) 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

(3) 既存工場（単独業種）が生産施設を増設する場合の準則計算例

【特定工場の概要（操業開始時）】

業種：石油精製業 細分類番号 1711 ($\gamma=0.3$ $\alpha=1.3$)

操業開始：昭和46年8月7日

変更履歴：

	操業開始時 昭和46年8月7日	1回目の変更 平成3年10月1日	2回目の変更 平成10年5月10日
敷地面積	70,000 m ² (=S)	同左	同左
生産施設面積	18,000 m ² (=P ₀)	2,000 m ² 増設	2,000 m ² 増設 1,000 m ² 撤去
緑地面積	4,000 m ² (=G ₀)	1,000 m ² 増設	500 m ² 増設
環境施設面積	6,000 m ² (=E ₀)	1,500 m ² 増設 500 m ² 撤去 ※緑地を除く	300 m ² 増設 ※緑地を除く

(ア) 1回目の変更(平成3年10月1日)

○ 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積(P)は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 0$$

$$2,000 \leq 7,153.84 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地面積の検証

設置すべき緑地の面積(G)は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,000}{70,000} \right)$$

$$1,000 \geq 952.38 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$1,000 - 952 = 48 \text{ m}^2 \text{ は次回} G_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回} G_0 = 4,000 + 48 = 4,048$$

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設面積(E)は、次の不等式を満たすことが必要

※環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,000 - 500}{70,000} \right)$$

$$2,000 \geq 1,142.85 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$2,000 - 1,142 = 858 \text{ m}^2 \text{ は次回} E_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回} E_0 = 6,000 + 858 = 6,858$$

(イ) 2回目の変更（平成10年5月10日）

○ 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積（P）は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 2,000$$

$$1,000 \leq 5,153.84 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

↑
1回目の増設面積

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地面積の検証

設置すべき緑地の面積（G）は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,048}{70,000} \right)$$

$$500 \geq 473.90 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$500 - 473 = 27 \text{ m}^2 \text{ は次回} G_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回} G_0 = 4,048 + 27 = 4,075$$

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設面積（E）は、次の不等式を満たすことが必要

※環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,858}{70,000} \right)$$

$$800 \geq 506.76 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$800 - 506 = 294 \text{ m}^2 \text{ は次回} E_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回} E_0 = 6,858 + 294 = 7,152$$

(4) 工業団地特例

先行造成工業団地について、工業団地の共通施設として適切に配置された緑地等がある場合は、各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができます。

新潟県内では、山北工業団地（村上市）、新潟中条中核工業団地（胎内市、笹口浜地区のみ）、雲出工業団地（長岡市）、西部丘陵東地区（長岡市）、田尻工業団地（柏崎市）、柏崎フロンティアパーク（柏崎市）、新潟東港工業地帯（新潟市、聖籠町）の7工業団地が適用対象となっています。

(5) 工業集合地特例

従来からの一団の土地に複数の工場が集中して立地している地域において、隣接緑地等を整備する（事業者の負担により、住居等との遮断効果を有する緑地又は環境施設が計画的に整備）場合、「工業団地特例」と同様に各工場等の敷地面積に応じて比例配分し、各工場の敷地面積、緑地面積及び環境施設面積に加算することができます。

新潟県内では、適用対象となる地域はありません。

(6) 企業立地促進法特例

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（略称：企業立地促進法）」に基づき、市町村が、緑地面積率及び環境施設面積率に関する条例を定めている場合、同条例において定められた区域にあっては、緑地面積率及び環境施設面積率が引き下げられています。

新潟県内で同条例を定めている市町村は、長岡市、新発田市、小千谷市、燕市、阿賀野市、魚沼市及び胎内市です。（平成29年4月現在）

4 (1) 生産施設面積率 準則別表第1(第一条及び(備考)関係)

業 種 の 区 分		生産施設 面積率
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業 ・コークス製造業 ・ボイラ・原動機製造業 	30%
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・伸鉄業 	40%
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く） 	45%
第4種	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管製造業 ・電気供給業 	50%
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・でんぷん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業 	55%
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） ・高炉による製鉄業 	60%
第7種	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の製造業 ・ガス供給業 ・熱供給業 	65%

※水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所には届出義務がありません。（太陽光発電所については平成24年6月1日から）

4 (2) 既存生産施設用敷地計算係数 準則別表第 2((備考)関係)

業 種 の 区 分		既存生産施設 用敷地計算係 数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物 油脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築 用組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソー ダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造 業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤 製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)石油製品・石 炭製品製造業(コークス製造業を除く。)タイヤ・チューブ製造業、窯業・土 石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、 ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉に よらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール 成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛铸铁製造業を除 く。)、非鉄金属第二次精錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)非鉄金 属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造 業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製 造業、船舶製造・修理業(長さ 250 メートル以上の船台又はドックを有する ものに限る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造 業、武器製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
3	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製 造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生 産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・付属品製造業、 非金属用金型・同部分品・付属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん 用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同 附属品製造業、パイプ加工・パイプ付属品製造業、玉軸受・ころ軸受製造業、 ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理) を除く。)発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属 品製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び舶用機関製造業	1.4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次精錬・ 精製業	1.5

第3 工場立地法Q & A

1 届出

Q 1	「着工前 90 日前までに届出」とありますが、どういう場合を着工というのですか。
A 1	次の場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・ 未造成地を造成しようとするとき。・ 生産施設の建設工事に着手しようとするとき。・ 緑地、環境施設を変更しようとするとき。
Q 2	敷地の売却・買増しについては、売買契約の 90 日前までに届出が必要でしょうか。 また、賃貸借契約の場合はどうなりますか。
A 2	契約年月日ではなく、当該不動産の所有権移転の 90 日前までに届出をしてください。 賃貸借契約の場合は、事実上の使用期間の開始時の 90 日前までに届出をしてください。
Q 3	次のような場合、届出が必要でしょうか。 (ア) 工場建屋内の機械装置の取換え (イ) 平屋建を 2 階建以上にする場合 (ウ) 単純移設
A 3	(ア)、(イ)、(ウ)ともに原則的には届出不要です。 ただし、(イ)については生産施設面積の変更がある場合又はスクラップ&ビルドの場合は届出が必要です。

Q 4	<p>土地の造成工事着手が迫っていますが、未だに生産施設、緑地等の面積及びレイアウトが未定です。どのように届け出れば良いですか。</p>
A 4	<p>造成工事の 90 日前までに、その時点で明らかになっている事項のみを内容とした新設の届出を行ってください。</p> <p>その後、その他の事項に係る工事着工の 90 日前までに変更の届出を行ってください。</p>
Q 5	<p>公共事業用地として敷地の一部を提供しなければなりません。どのような届出が必要でしょうか。</p>
A 5	<p>基本的には、必ず敷地の減少が発生すると思われるので、準則に適合した形で変更の届出を行ってください。</p> <p>ただし、代替地が確保できない等どうしても準則に適合できない場合は、できるだけ早く市町村担当課まで御相談ください。</p>
Q 6	<p>次のような場合は、どのように対応すれば良いでしょうか。</p> <p>(ア) 既届出書の計算ミス</p> <p>(イ) 既届出書の工事日程が6ヶ月以上延期することが明らかになった場合</p> <p>(ウ) 予測せざる事情により既届出書の届出書の届出数字と工事完了後の届出数字が異なるとき</p>
A 6	<p>上記のような場合は、修正届出書を提出してください。</p>

2 生産施設

Q 7	冷凍食品を製造しています。冷凍施設は生産施設に該当しますか。
A 7	冷凍食品を製造するための冷凍施設は生産施設です。 ただし、出来上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷凍しておく冷凍施設は生産施設には該当しません。
Q 8	ボイラ、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設に該当しますか。
A 8	製造工程等の用に供されるものや工場建屋のための空気調節施設は生産施設です。 ただし、事務所等生産施設以外の用に専ら供されている施設は生産施設には該当しません。
Q 9	地下に設置される施設はどのように取り扱えば良いですか。
A 9	地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設は生産施設に該当しません。
Q 10	公害防止施設は生産施設に該当しますか。
A 10	排水処理施設、集塵施設等の公害防止施設は原則として生産施設に該当しません。
Q 11	同一建築物内の倉庫等の取扱いはどうなりますか。
A 11	壁で明確に仕切られている原材料・完成品の倉庫、工場全体の管理部門の事務所、社宅・寮・病院・休憩所・更衣室及び便所については生産施設面積から除かれます。 ただし、途中までしか壁がない場合や移動可能な仕切りの場合は生産施設に該当します。

Q12	総2階の工場の1階が全て倉庫で、2階が生産施設の場合の生産施設面積はどのように計算しますか。
A12	2階が全て生産施設ですから、当該建築物の水平投影面積が生産施設面積になります。

3 緑地

Q13	<p>次のようなものは緑地として認められますか。</p> <p>(ア) 苗木床</p> <p>(イ) 花壇</p> <p>(ウ) ゴルフ場</p> <p>(エ) 温室、ビニールハウス</p> <p>(オ) 野菜畑</p> <p>(カ) 雑草地</p>
A13	<p>(ア)、(イ)、(ウ)は緑地になります。</p> <p>(エ)、(オ)は緑地になりません。ただし、野菜畑は環境施設に該当します。</p> <p>(カ)は、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地になります。</p>
Q14	屋上や駐車場の緑化は認められますか。
A14	屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等が認められますが、緑地面積への算入には一定の制限があります。

4 緑地以外の環境施設

Q15	広場はどの程度整備されていれば環境施設に該当しますか。
A15	単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、軽運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。
Q16	駐車場は環境施設に該当しますか。
A16	該当しません。
Q17	環境施設に間違いやすいが、実際には該当しない施設はどのようなものがありますか。
A17	クラブハウス、温室、ビニールハウス、図書室、ショールーム、談話室、会議室、研修所、食堂、売店、工場見学通路、エントランスホール等です。
Q18	緑地の上に太陽光発電施設を設置する場合、緑地面積と環境施設面積をそれぞれ計算できますか。
A18	緑地面積と環境施設面積は二重に計算できませんので、重なる場合は緑地面積として計算することとなります。なお、生産施設の上に太陽光発電施設を設置する場合は、二重に計算することができます。

5 その他

Q19	製造業等に係る工場又は事業場に含まれない事業場にはどのようなものがありますか。
A19	(ア) 工場とは別の団地にある独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等 (イ) 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場 (ウ) 修理を専業とする事業場 (エ) 変電所、ガス供給所 などです。 不明の場合は市町村担当課までお問い合わせください。

Q20	製造業に含まれる物品の加工修理業とは、どのようなものをい うのですか。
A20	製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工 処理を加えて加工賃を受けとること）と修理をそれぞれ併せて行 う事業をいいます。 自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は該当しませ ん。
Q21	川を挟んで両岸に工場があります。別々の工場として考えるの でしょうか。
A21	道路・河川・鉄道等により二分されている場合でも、生産工程 上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連がある場合 は、原則として1つの工場と見なします。
Q22	工場敷地面積には、どのようなものが含まれますか。
A22	所有地、借地に関係なく、工場の用に供する土地が含まれます。 ただし、次のような敷地は除かれます。 (ア) 工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合 (イ) 工場敷地の一部を関連下請工場に借地としている場合 (ウ) 社宅、寮、病院、保育所及び託児所の敷地
Q23	工場の建築面積はどのように計算すれば良いのでしょうか。
A23	建築基準法での考え方と同じです。延床面積ではありませんの で注意してください。

第4 届出書記載例

様式B

該当する方に線をひく
短縮申請しない場合は抹消
 特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）
 平成〇〇年△△月□□日

〇〇市町村長 〇 〇 〇 〇 様

株式会社〇〇〇製作所
 新潟県〇〇市〇〇4-1
 代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

該当条項に下線をひく

(担当者)

企画課 新 潟 次 郎
 電話 (025) (280) 5248 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。
短縮申請しない場合は抹消

1	特定工場の設置の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県△△市△△50-2	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	双眼鏡、顕微鏡 (2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業)	
3	特定工場の敷地面積	変更前 44,500 m ²	変更後 52,300 m ²
4	特定工場の建築面積	変更前 8,000 m ²	変更後 9,200 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置	工業集落地特例に該当しない場合は抹消 別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	平成 年 月 日
		施設の設置工事	平成24年10月1日
※ 整理番号		※ 備 考	
※ 受理年月日			
※ 審査結果	敷地の増減のみの変更は「造成工事等」の欄に記入		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載すること。
- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとしなない場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 5 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 6 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

注 代理人届出の際の注意

下記のとおり2段書きし、代表者の委任状（下図参照）を添付すること。

株式会社〇〇〇製作所

新潟県〇〇市〇〇3-2-5

代表取締役
社長

代理人 株式会社〇〇〇製作所 〇〇工場

新潟県北蒲原郡〇〇町大字〇〇字〇〇4-12-5

〇〇工場長 印

委 任 状

私は、新潟県北蒲原郡〇〇町大字〇〇字〇〇4-12-5における株式会社〇〇〇製作所〇〇工場工場長△△△△を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

平成 年 月 日

新潟県〇〇市〇〇3-2-5

株式会社〇〇〇製作所

代表取締役社長 〇〇〇〇

特定工場の新設 (変更) の趣旨説明書

1. 会社概要

(フリガナ)

マルマルセイサクシヨ

会社名 株式会社〇〇〇製作所 資本金 1, 234百万円
 住所 新潟県〇〇市〇〇3-2-5
 郵便番号 950-0965
 設備投資予定額 (百万円) 960
 (内用地費) (百万円) 0

2. 新設 (変更) の内容

(各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください。)

敷地	増		減	
生産施設	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 増設 (築)	改築 (全部、一部)	<input checked="" type="checkbox"/> 撤去 (全部、 <input checked="" type="checkbox"/> 一部)
緑地	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input checked="" type="checkbox"/> 増設	配置替え	<input checked="" type="checkbox"/> 撤去 (全部、 <input checked="" type="checkbox"/> 一部)
緑地以外の環境施設	新設	<input checked="" type="checkbox"/> 増設	配置替え	撤去 (全部、一部)

3. 新設 (変更) の趣旨説明

届出理由 弊社本社工場は以前より手狭であったため、隣接地を購入し、ここにレンズ加工棟を建設する。また、既存敷地内の顕微鏡生産棟を改築し、同時に緑地の整備も行い環境の向上を目指す。

- 変更事項
- 1) 生産施設
 - レンズ加工棟 (セー3) 新設 1,620 m²
 - 顕微鏡生産棟のスクラップアンドビルド (セー2)
 - 撤去 1,080 m² 新設 1,350 m²
 - 2) 緑地
 - 敷地東側・北側に増設 (リー2、3)
 - 顕微鏡生産棟周囲の一部撤去 (リー4)
 - レンズ加工棟まわり新設 (リー5)
 - 3) 敷地
 - 隣接地取得により敷地 7,800 m²の増

別紙1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
双眼鏡生産棟	セー1	3,240	3,240	
顕微鏡生産棟	セー2	1,080	1,350	$\Delta 1,080$ $+ 1,350$
レンズ加工棟	セー3	なし	1,620	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 差引き計算はしない。 増減は別々に！ </div>				
生産施設の面積の合計		4,320	6,210	$\Delta 1,080$ $+ 2,970$

別紙2

増減の差引計算はしないこと

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称		施設番号	面積 (㎡)		増減面積
			変更前	変更後	
地被・低木混合	管理棟まわり	リー1	1,420	1,420	
高木地	敷地東側	リー2	3,600	4,800	+1,200
樹林地	敷地北側	リー3	4,100	4,700	+600
芝生	顕微鏡生産棟周囲	リー4	860	720	△140
高木地	レンズ加工棟南側	リー5	なし	1,350	+1,350
緑地面積の合計			9,980	12,990	△140 +3,150
緑地以外の環境施設の名称		名称番号	面積 (㎡)		増減面積
			変更前	変更後	
噴水		カー1	180	180	
テニスコート		カー2	1,200	1,600	+400
緑地以外の環境施設面積の合計			1,380	1,780	+400
環境施設の面積の合計			11,360	14,770	△140 +3,550

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、 <u>リー3の一部</u> 、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	11,200 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	一方は国道8号に接しているが、全体に住宅が隣接しているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにする。

施設の一部が該当する場合は「リー3の一部」のように記載してください。

様式例第 1

整理番号

届出に係る生産施設の稼働開始の日

事業概要説明書

1	生産開始の日 (昭和 54 年 8 月 14 日) 平成 24 年 12 月 1 日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製 品 名	生 産 能 力			生 産 数 量	
	双眼鏡	50,000 台/月			48,000 台/月	
	顕微鏡	30,000 台/月			24,000 台/月	
変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を () 書きで併記してください						
3	水源別工業用水使用量 計 7,000 (単位: トン/日)					
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水 海水
	3,000			2,000		2,000
4	電 力 の 使 用 量 計 2,200 (単位: KWH/日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
	2,200					
5	従 業 員 数 計 170 (単位: 人)					
	職 員	男 50 女 30	工 員	男 70 女 20	計	男 120 女 50

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、m³/月等)

2 事業所概要説明書用紙の大きさは、日本工業規格 A4 を用いてください。

従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めます。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

年 月		工 事 の 種 類									
		24年 9月	24年 10月	24年 11月	24年 12月	25年 1月	25年 2月	25年 3月	25年 4月	25年 5月	25年 6月
工事の種類											
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日を記載											
生産施設の設置工事											
顕微鏡生産棟	セー 2		10/1		1/4		1/8 稼働				
レンズ加工棟	セー 3				12/1				5/20		6/1 稼働
環境施設・緑地の設置工事											
施設 の 名 称	施 設 番 号										
高木地 敷地東側	リー 2	}									
樹林地 敷地北側	リー 3										
芝生 第1工場周囲	リー 4										
高木地 第2工場南側	リー 5										
テニスコート	カー 2		10/1		12/2						
その他の主要施設の設置工事											
資材倉庫											

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期まで